(3) 復刻出版

- *復刻/翻刻については当分の間、次の場合に目的を限定:
- a) 文部科学省研究費補助金の交付を受けて出版するもので、同補助金の「研究成果刊行費」の「交付内定(決定)通知書」の写を添付して申請した場合。
- b) 国・地方自治体等が、その行政上の目的をもって出版するもので、当該機関の長の当該出版に関する趣旨の 説明書を付して申請した場合。
- c) その他館長の認めたもの。

(1)権利等の処理

- 資料の特別利用にかかる諸権利(著作権、肖像権など)の処理を完了しておくこと。
- 権利処理・許諾の確認は書面にて行い、これをもって利用申請を受け付ける。
- 利用の結果生ずる一切の責任は利用申請者が負うものとする。
- (2)申請書類の提出
- ①「特別利用許可願」[様式1]
 - •ただし利用が複数の種類にかかる場合は、まとめて1枚の提出で可。
 - 申請者は、制作会社等ではなく出版権者とする(ただし自費出版の場合は著作権者と同一で可)。
- ②「趣意書」「様式3]
- ③ 権利処理に関わる許諾文書
- 4) 許可証返信用封筒(切手貼付)
- (3)許可証発行
- (4)契約処理
 - 「出版契約書」をもとに、本学事務局との出版契約を行う(処理担当:附属図書館総務課会計係)。
- (5)資料の利用
 - ・撮影を伴う利用の場合、当館職員立会いを条件に館内での自身撮影を許可する場合がある(<u>「自身撮影・許可願」「様式2</u>」において要事前申請)。撮影申込または自身撮影のため来館する場合は、来館前日までに<u>「来館連絡書」「様式5</u>」をFAX送信すること。
- (6)資料利用後について
 - 許可した目的以外の利用はしないこと。
 - ・撮影したフィルムは当館に提出すること。またフィルムから該当文献の複写に要する費用は、申請者の 負担とする。
 - 収録した資料を1部(複数部の場合は1セット)当館に送付すること。
 - (許可番号を付与。 送付先:東京大学柏図書館情報サービス係)。

注意事項

・許可証の発行には約1週間かかります。余裕を持って提出するようにしてください。

・復刻資料には、底本が「東京大学柏図書館」所蔵資料であることを明記すること

- 資料の請求記号は,東大蔵書検索(https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/)で検索できます。
- 請求記号が不明のものは、空欄で提出してください。

送付先、問合せ先: 東京大学柏図書館情報サービス係

〒277-8584 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

tel: 04-7136-4223, fax: 04-7136-4221

(2009/09/01 作成文書)